

SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N576
2019・2・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

安倍改憲NO! 研究者リレー論文 第14回

軍事政策に利用される個人情報—その対抗言説としての住基ネット判決…………… 植松健一

【新春特別企画】座談会 青法協の未来・夢〈第2回〉

安保法制違憲訴訟の現状—巨大な憲法九条裁判闘争に発展…………… 黒岩哲彦

私たちの「浪江」を返せ!—浪江町民が原発ADR打ち切りで集団訴訟…………… 濱野泰嘉

風が吹き始めた—SBS検証プロジェクトの1年…………… 秋田真志

ロースクールの実情と法曹養成

法曹実務家による法曹養成を!!…………… 梶山孝史

【議長ひとくちトーク】7月集会の意義ってなんだろう…………… 北村 栄

～説得力を持つ言葉とは



ランスの子ども

安倍改憲 NO! 研究者リレー論文 第14回

軍事政策に利用される個人情報

— その対抗言説としての住基ネット判決 —

京都 植松 健一（立命館大学教授）

二

〇〇六年一月三〇日、大阪高裁第七民事部は、住基ネットが接続を希望しない住民の自己情報コントロール権を侵害しているとして、原告の住民票コード削除請求を認めた（判時二九六二号一頁）。当時全国で相次いだ訴訟で請求を認めたのは、その前年五月の金沢地裁判決（井戸謙一裁判長）と、この高裁判決の二件だけだ。

ベテラン会員には周知の事柄だろうが、裁判長は若き日に青法協裁判官部会で活躍した経験もある竹中省吾裁判官。後に上告審の粗雑な論証をもつて破棄されるとはいえ、住基ネットが「本人の予期しないときに予期しない範囲で行政機関に保有され、利用される」具体的な危険を持つがゆえに「住民の人格的自律を著しく脅かす危険」があると断じた緻密な判決文は、判決言渡しの日後にこの世を去った竹中裁判官が文字通り命がけで放った、現代日本への警鐘である。

このような旧聞に属する話に触れるのは、京都市が一八歳と二三歳になる住民二八〇〇人を住民基本台帳に基づき抽出して作成した宛名シールを自衛隊地方連絡部に提供する方針を決めたという報道に接したからだ（京都新聞二〇一八年二月一八日）。自治体による市民の個人情報の目的外提供が、かくも安易に行われている事実には慄然とする。仮に自衛隊ではなく、警察官や裁判所事務官の募集のためであったとしても、簡単に許される

ような性格のものではないはずだ。

なるほど、京都市個人情報保護条例は「公益上特に必要がある」場合には、審議会に諮った上で他の行政機関への目的外提供を認めている（八条）。これは、事務遂行上の「相当な理由があるとき」に、他の行政機関への目的外提供を認める行政機関個人情報保護法八条二項に対応した規定である。だが、竹中判決の論理に拠るならば、京都市による情報提供は簡単に適法とはならない。判決は、目的外利用の例外は「本人同意」とみなしうるような相応の制度的な担保が必要だと解し、違反の罰則だけでは十分ではないとしていた。当然ながら審議会の諮問は「本人同意」と同視しうる担保ではない。

竹

中判決は、二〇〇三年に衆院特別委員会に防衛庁が提出した自衛官適齢者情報収集問題の内部調査結果を甲号証として採用している。それによれば、適齢者情報を提供していた市町村は七九四にもほり、住民基本台帳法が閲覧を認める四情報以外の「健康状態」「職業」「電話番号」などまで提供した市町村も三三二あった。複数の自衛隊地方連絡部は、これらの個人情報データを処理し、学校名や保護者名までも入力していたという。こうした事実が竹中裁判長をして、「住基ネットの本人確認情報を利用して当該本人に対す

る個人情報が際限なく集積・結合されて、それが利用されていく危険性が具体的に存在する」という結論に至らせたのである。ならば今、京都市が行おうとしていることは、竹中判決が危惧した住基ネットの濫用そのものではないのか。

注

基ネットを利用したケースは政令市では京都が初のようなが、紙媒体での情報提供ならば、竹中判決が示す事実のように、以前から行われてきた。地縁のしがらみや経済的困窮に付け込んだ自衛官勧誘の手口は、布施祐仁『経済的徴兵制』（集英社新書）などが明らかにしてきたとおりだ。そして、今後、こうした勧誘がいつそう強力に推進されるであろうことは、昨年（二〇一八年）二月に出た新たな防衛大綱から読み取れる。

「多次元的統合防衛力」を打ち出す新大綱は多くの点で憲法の平和主義に矛盾するものだが（新大綱全体の批判は本紙前号（二月二十五号）の小沢隆一会員の寄稿を参照）、ここで注目したいのは、全体で三〇頁程の文書の中に「人口減少と少子高齢化の急速な進展や厳しい財政状況」を指摘する表現が四度も登場する点だ。

北朝鮮を「重大かつ差し迫った脅威」とし、中国・ロシアの脅威をやたらと煽る新大綱だが、防衛省・自衛隊がまずもって憂慮しているのは、隊員不足という足元の問題である。自衛官候補生

の採用は、二〇一四年度以降、計画を下回っている。新大綱は、もはや陸上侵攻への備えを「最小限の専門的知見や技能の維持・継承の範囲」での保持にとどめ、「徹底した効率化・合理化を図る」とするが、十分な志願者が見込めない以上、そうするしかないのだ。かくして、「地方公共団体等との連携を含む募集施策の推進」が喫緊の課題になる。

こうしてみると、九条三項に——自衛権ではなく——「自衛隊」を明記することは、隊員募集の障壁になるものを一つでも除去するためにも、意味があることなのだろう。自衛隊が憲法上の機関となれば、なりふり構わぬ自衛官募集活動も「公益上特に必要ある」というお墨付きを得ることができるのだ。

三

たび、竹中判決に目を向けたい。判決は、一部住民の住基ネットからの離脱により仮に行政目的が一部阻害されようとも、離脱希望者の自己情報コントロール権により保護された人格的利益こそが優先されるべきだとする。「個人の人格的自律の尊重の要請は、個人にとつてだけでなく、社会全体にとつても重要なもの」だからだ。自衛隊批判がタブー化されつつある現在だからこそ、あるいはポイントカードの利用者情報が令状もなく企業から警察に提供されている現在だから

こそ、竹中判決が示した個人情報へのセンチティブな感覚が強く求められよう。

【追記】

本稿脱稿直前の一月二十八日の毎日新聞は、辺野古沖の警備を委託された警備会社が作成した基地建设「反対派リスト」の内容について報じている（リストの存在自体は二年前に沖縄タイムスがスクープしている）。政府は否定するが、どうやら作成は沖縄防衛局の依頼によるものらしい。対象者の家族構成や出身高校まで把握するなど一民間企業では困難であり、警察など行政機関の協力も疑われる。この事実からは、自衛隊情報保全隊による市民活動監視が裁判所で違法認定されたことに対する反省がまったく見られない。あらゆる回路を通じて市民の個人情報情報を収集して国の軍事政策推進に利用するという点では、宛名シールも反対派リストも、問題の根は共通している。

また、本稿の見立てを裏付けるかのように、一月三〇日の衆議院や二月一〇日の自民党大会での安倍首相・総裁は、「自衛隊」憲法明記の理由として、隊員募集への自治体の非協力対応に言及している。

新春特別企画

座談会

青法協の未来・夢 [第二回]

出席者

北村 栄会員（四四期・あいち）
 田村 優介会員（六三期・東京）
 磯部 たな会員（六七期・東京）
 菊地 智史会員（六九期・東京）
 長谷川 弥生会員（七〇期・東京）

■ 弁護士へのアプローチも

○長谷川 ちょっと話が変わるんですけど、私の同期は割とまだ一年経たないんですけど、事務所を変わってる人がこの段階で結構多いんですね。そういう青法協系じゃない事務所に行った人にもアプローチしているのかなと思います。例えばボスがブラックだったとか、仕事が特定分野ばかりでつまらないって言っているような人たちが、こちらの事務所に来たら、絶対いろんな仕事があつて楽しんでもらえると思うんですね。だから、ロースクール生にアプローチするのもいいですけど、「これが自分のなりたかった弁護士な

のかな」と思っている弁護士に対してもアプローチをしていくっていうのもいいかなと思います。

○田村 そうですね。もう弁護士になっている人を獲得する。

○磯部 私も最初は弁護士団などの活動を知らなかったんですけど、今、ボスが原発の弁護士団の代表をやっていることもあり、入ってみたらすごく楽しくやっているので、何かやり方一つかなっていう。

○北村 そうなんだよ。楽しくやんないといかんね。何でもね。

○磯部 居場所じゃないですけど、新しく弁護士団に入ってくる人に気を遣って、やっぱりその人の

居場所、みんながこの人を持ち上げるわけじゃないですけど、この人が居てくれたから回るよねっていうのを作るようにしている。それは別に弁護士団だけじゃなくて、事務所の中だってそうだろうし。この青法協も多分そうだと思うんですね。

○長谷川 あつ、そうですね。

○磯部 怠け者の私が何とか続けているのは、やっぱり広報委員会に私は入っているんですけども、皆さんにすごくよくしていただいて。

○長谷川 それで言うところ、私、何の委員会も入っていない。広報委員会、今、お話を聞いていて入りたいと思いました。

○磯部 ただし、先生たちの個性が極めて強い。

○長谷川 でも磯部先生ご自身も結構あれじや



前列左から：北村会員、長谷川会員
後列左から：菊地会員、田村会員、磯部会員

いのですか。

○一同（笑）

○田村 さつき北村先生もおっしゃったけど、長く続けられるというのが大事だから、無理なく、無理せずに。それができる場所ですから。あと居場所っていう話も。やっぱり、居場所って何個もあったほうが絶対いいですね。

○長谷川 確かに。事務所で煮詰まったときに、

ちようどタイミングよく弁護士会議が入ると、気分転換みたいな気持ちになるからいいなと思います。

■活動資金の工夫

○菊地 活動に関してですけど、「若手の感覚を活かした」活動を具体的に立ち上げるのって結構難しいなという思いを最近持つてまして。

若手が何か言ったら、なるべくそれを実現する方向で、上の先生に動いてもらえるような共通了解ができるといいんじゃないかなと思います。

○田村 これがより広まって、若手がばんばん面白い企画を立ち上げる機会があるといいですね。

○北村 それにはやっぱりある程度、財政的基盤が僕は必要だと思うんだよね。クラウドファンディングを、今、利用している人が増えてきて。医学部の女子の入学差別の弁護士団で、パッと見たら七〇〇万円集まってるんだよ。

それなら、実費だけじゃなくて、ちゃんと日当とか出るわけだし。会議以外も、楽しいこともさ、何か集会でもいろいろやって。クラウドファンディングのお返しは報告書や講師にいきますとか、ある程度僕らでもやれるようなことだけで、それでも集まってるからさ。そういう、武士は食わねど高楊枝みたいなやり方ではなく、ちゃんと収入があるようなことをちゃんと作ってやらなく

ちゃいけない。

僕らより上の世代は弁護士の数は少なくて、取りあえず弁護士になったら何とか生活できた、あるいは過払いなんかもあったり。そんな苦労はしなかった。

僕自身が考えているのは、上の世代に、我々はこのいう有効なお金の使い方をしてるんですよというのを丁寧に示して、お金を出してもらうと。

一つ経験があつてね、やっぱり僕自身がずっとあいち支部の事務局長を八年、支部長七年で二五年やって、いろいろな企画のチラシ作りや講師選びをやつとつたわけ。すると何が起るかというと、常に僕の名前でお知らせ文が行くわけ。そうすると、裁判所とかで、すごい上の先輩の先生が、「北村君、あんた頑張ってるな」とか、講演依頼でも「あんた、ずっと幹事やつとるから断れんな」と言つてやつてくれるわけ。

若手が、例えば愛知から東京まで往復新幹線で二万円ちよつとかかるんだけど、来たことによって、全然青法協を知らなかった人が集会をやつたり、その人も楽しくなつてきて、いろいろな良い影響を与えてくると。わずか二万円ですんなることが起きるということを僕は実感しているわけですよ。

○磯部 私も常任委員会に熱心に最初行つたのは、事務所が全部出してくれたから。やっぱり一

年目ぐらいはそれがやれたらいいですよね。

○田村 ただし、期が上の弁護士がポケットマネーを出すっていう現状からもうと発展して、幅広く資金が集まる仕組みを作りたいね。

○菊地 左派もちゃんと経済を語ろうってやつですね。人権活動ばかりじゃなくて、経営の話や新しい知識の収集ですとか、そういうこともやれたらいいなと思うんですけども。別に人権のことで考えなければいけない団体でもないと思いますので。

○長谷川 弁護士同士の互助とかも。例えば、煮詰まったときに相談ができる人がいるというのがすごくいいなと思うんですよ。事務所の先輩には聞きづらかったりすることもあるので。

○菊地 あるある。

■研究者・他士業とのつながりづくり

○田村 もう弁護士でやっている人への勧誘も盛んに行われている未来があるといいですよ。中途でもどんどん青法協に入ってくる弁護士が増える未来がある。弁護士だけでなくもいい。裁判官でも検察官でもいい青法協に入ってくる。

○北村 実際は学者がね、今、やっぱり少なくなっているから、研究者を何とか。

○長谷川 学者が増えるとなるとやっぱりロース

クールで教えている先生が、集まれる所だいいと思うんです。

○田村 そうですね、うん。ロースクールの先生がやっぱり青法協に入っている未来。

○北村 そういうふうに各支部で取り組みは必要だと思うな。地域ごとにいろんな大学の先生がいるから、その先生に支部の総会とかに来てもらって、そこで懇親を深めるとか。

○長谷川 あとは実務家教員としてロースクールに入っている先生とか？

○北村 そこを僕は増やさなきゃいかんと思うし、活用をうまくしないといけない。講座をもつてかなり頻繁に行ってるのか、単発の講義でポンと行くのか前に集約をしたことがあります。あるいは若手弁護士だと、チューターみたいな制度で行くこともあつて一年目とか二年目の人が入ってたりするからね。

一番は、勉強会とかのチラシを先生に配ってもらうらえればいいんだけど、そうでなくとも大学内に置かせてもらおうとかさ、そういうことが必要。あと予備校にチラシを置いておくと、結構来てくれたりする。

○菊地 あとは研究者と勉強会をしてみるのが、一番やりやすいかなとは思ってますけれども。最初に話した、人と人との交流みたいなところにもつながると思いますし。

○田村 それか『青年法律家』に原稿を書いてもらうということでもいいですし。

○長谷川 判例、最新判例評釈を毎回載せるとか。

○菊地 連載の形はいいですよ。もう何かその先生の居場所みたいなのを、『青年法律家』の中に作っちゃう。

○田村 あとは自分の出身ローに行つて仲良くなるといいうのもあると思うんですよ。僕もこの間エクスターン生を受け入れてくれと言われたんです。そういうタイミングで、教授とつながりを作る。ロースクールや大学と極めて太いパイプで緊密につながっている青法協、未来。

○長谷川 就職にも弁護士活動にも有利みたいな、この盤石な基盤と。

○田村 「何で入らないの？」みたいな空気がロースクールに流れていくといいですね。

○長谷川 ゆりかごから墓場まで、結婚から、あと葬儀会社までやれば完璧です。

○磯部 再婚で、あと遺言も面倒を見る。婚前契約とかも。

○田村 ライフサイクルに寄り添う青法協。

○磯部 仕事で行き詰つても、誰かが助ける。

○田村 磯部さんみたく、弁護士が株式会社を別途経営してもいいわけだから。いろんな会社があれば、この仕事はどこに頼もう、というのが、全てが青法協会員で賄える。

○磯部 やっぱり、お金がちゃんと回ったら、好きなことがやれるじゃないですか。弁護士業は本当に自分のやりたい事件に絞るとか。

○田村 夢がありますね。

○北村 僕らの生涯の場面でいろいろね、全部青法協がみんな関わってくる、どの場面でも青法協の話が出てきたりするとさ、何か馴染みで出てくるじゃない。亡くなったらお金は持って行けないからね。それを有効に活かす。

○菊地 僕は信託にすごい興味があるんですけど、司法書士さんに連続勉強会みたいなのってできないですかね。弁護士会の研修を探してもなかなか出てこないで、連続講座みたいなのがあったら行きたくないですか。

○長谷川 やってほしいです。私も今日ちょうど家族信託を調べてました。

○田村 全国三青会(全国青年税理士連盟、全国青年司法書士協議会)とか六青会(東京)のつながりで、他士業の方も呼んで勉強会をやる。

○長谷川 あと、何か商法系のこととか、商標、弁理士さんがやっていることも知りたい。

○田村 やってください。お金は出します。口は出しません。

○菊地 素晴らしい。

○長谷川 ただ、全部出たら、仕事できなくなりますよね。

○田村 みんなが自分が関心あることにちよつと行けば、今より全然人は増えるはずなんです、出席ゼロの人が多いから。今ゼロの人がちよつとだけたまに参加すれば、はるかに飛躍的に人数は増えるので。毎回勉強会などの企画が満席になっている未来。

○磯部 やっぱり声かけは必要。

○田村 もちろん、もちろん。

○磯部 私は田村先生に呼ばれなかったら、絶対新年号の座談会に来なかったのだ。

○田村 直接、電話とかするのが大事なんですよ。会ったり。

■まとめ

○北村 あと僕などは団長とかまとめ役になってきているんだけど、そのとき気を遣って考えているのは、毎回来るのがなかなか大変な中、みんなやってるでしょう。だから、参加は二回あるのは三回に一回でいいって言っているわけ。愛知でブラ

ックバイトの弁護団会議をやって、二五人ぐらい若手を含めて来たんだよね。ところが、一人減り、二人減りして出席者が大きく減るんです。その人自身は、「もう行かないでおこう」とか、そう思ったわけではなくて、ちよつと行きそびれちゃったな、次行くのはちよつと敷居が高いな、とか思っ

たりしてのことなんだけど。そこで「二回か三回に一回でいいですよ」と言うと、それでまた一〇人ぐらい復活したんだよね。そういうことも結構大事だと思いますね。

○菊地 そう言ってもらえると参加のハードルは下がりますよね。一回休んじゃうと、行きづらくなることみたいなのはあるので。

○長谷川 ゼロか一〇〇かになりがちですもんね。三割でいいんだよって。三割バッターが増えれば優勝ですからね。

○北村 どっちかと言うと青法協の人って、結構生真面目な人が多いじゃないですか。中途半端が嫌いだとかね。だから、三割でいいんだよ、って伝える。

○菊地 緩くてもいいんで、魅力的な企画をやって、いろんな人に来てもらってっていう感じで。

○田村 確かに経営基盤系とか業務系とかの企画、拡充していきたいですよ。

○菊地 したいですね。今って、そういう研修は外に行かないとなかなか学べないので、それも青法協の中で賄えるとしたらすごくいい。

○菊地 最後に一言言ってもいいですか。よく期が上の先生から、最近の若手は功利的なので、こういう集まりに来ないみたいなことを聞くんですけれども、僕は全然的を射てないと思ってる。かつてはこういう団体に所属して世の中を変えるっ

ていう楽しみだとか夢があったから、こういう団体に来る先生が多かったと思うんですけど、今、なかなか政治を変えろとか、そういうところに夢を持ちづらいので、なかなか来なくなっちゃうという感じだと思うんです。そこを補えるような新しい魅力を持った団体にしていけば、もう絶対に人は来ると思っていますので。

○田村 世間全体に夢がなくなっているっていう状況ですからね。その中で、青法協に来れば夢がある。

○菊地 そういう青法協を作りたいと思います。

○長谷川 良いまとめ。青法協に来れば夢がある。そして、「夢だけじゃ食っていけないぞ」に対しても回答がある。

○田村 夢もあるし、お金もある。

○菊地 それは素晴らしいと思います。

○田村 皆さん、ありがとうございます。

○一同 ありがとうございます。

(おわり)

この座談会は二〇一八年二月二日に行われました。

〈お詫びと訂正〉

前号の座談会の出席者の欄で、田村優介会員の期が六七期となっておりましたが、正しくは六三期の誤りでした。お詫びして訂正させて頂きます。

安保法制違憲訴訟の現状

—— 巨大な憲法九条裁判闘争に発展

東京 黒石 哲彦

安保法制違憲訴訟は全国の原告総数は七六〇〇

名を越え二二地裁で二五の裁判が闘われ、例えば名古屋訴訟には原告にはノーベル物理学賞受賞者の益川敏英京都大名誉教授(七八)が加わり、「イラク派兵違憲訴訟」名古屋高裁判決の裁判長だっ

た元裁判官の青山邦夫弁護士が弁護団共同代表を務めるなど、巨大な憲法裁判闘争に発展しています。

東京訴訟の国賠訴訟と差止め訴訟が、もっとも早い進行であり原告本人尋問を実施されたが、専門家証人の実施を勝ち取るためのつば競り

合いの闘いを行っています。

◇ 東京訴訟・国賠訴訟(東京地裁民事一部)

—— 忌避申立

1 東京訴訟・国賠訴訟は、堀尾輝久元東大

教授や横湯園子元中大教授などの原告本人尋問が実施されました。原告は元最高裁判所裁判官、元内閣法制局長官など専門家証人を申請したが、合議体は却下決定しました。そこで、原告は二〇一八年七月二〇日に民事一部の合議体の忌避申立をしました。理由は次の通りです。①最初から裁判長裁判官三名、右陪席裁判官四名、左陪席裁判官二名が交代しており、交代後も同一部に在籍している者もいるので、現在の合議体は恣意的な異動により構成されるに至ったと考えられる。②裁判長は二〇一八年四月二六日に行われた進行協議期日において、弁論更新前にもかかわらず、原告が申請した証人の採用に消極的であると述べており、偏頗な認識を有していると考えられる。

③本期日において、原告も申出の証人全員について、証拠調べの必要ないとして却下している。

2 この忌避申立に対して、最高裁判所第三小法廷は二〇一八年二月二五日に抗告棄却の決定をしました。二〇一九年一月三日に第九回口頭弁論が行われ、四月三日と七月二五日の期日指定がなされました。

◆東京訴訟・差止訴訟（東京地裁民事二部）

1 東京訴訟・差止訴訟は二〇一八年一月一日と二月一四日に原告本人尋問を行いました。

二月一四日の第九回口頭弁論が、東京地裁（森英明裁判長）で開かれました。日本原水爆被害者団体協議会代表委員の田中熙巳さんから原告六人が本人尋問で自らの体験などを語り、差止めを求めました。田中さんは、一三歳のとき長崎で体験した原爆投下、街や人びとの惨状を語り「今も当時の情景を思い出すと突然涙が出て、声が出なくなる」と発言。安保法制によって「戦争をしないと誓った国が今、軍事大国になろうとしている。非常に残念です」と悔しさをあらわにし「日本政府の間違った行いを司法の力で止めてください」と訴えました。厚木基地近くに住む森謙治さんは、安保法制のもとでの爆音被害の増大と、基地を狙ったテロが発生する恐怖について述べました。

鉄道貨物運転士の橋本次男さんは、戦車や燃料など運搬する貨物列車は「格好のテロの標的となる」として、海外での事例、鉄道労働者がさらされている危険性を訴えました。

2 元日本航空機長の山口宏弥さんが二〇一八年一月一五日の第八回口頭弁論で日米地位協定（航空法問題）を分かりやすく話しました。私は目から鱗が落ちる思いで話を聞きました。

「航空法八一条では、『航空機は、離陸または着陸を行う場合を除いて、地上または水上の人、または物件の安全及び航空安全を考慮して、国土交

通省令で定める高度以下の高度で飛行してはならない。ただし、国土交通大臣の許可を受けた場合には、この限りではない』と規定しており、航空法施行規則一七四条では、『法第八一条の規定による航空機の安全高度は、次の通りとする。』(1)有

視界方式により飛行する航空機にあつては、飛行中動力装置のみが停止した場合に、地上または水上の物件に危険を及ぼすことなく着陸できる高度及び次の高度のうちいずれか高いもの。(イ)人または家屋の密集している地域の上空にあつては当該航空機を中心として、水平距離六〇〇メートルの範囲内の最も高い障害物の上端から三〇〇メートルの高度。(ロ)人または家屋のない地域、及び広い水面の上空にあつては、地上または水上の人または物件から一五〇メートル以上の距離を保って飛行することのできる高度。(ハ)イ及びロに規定する地域の上空にあつては、地表面又は水面から一五〇メートルの高度。(2)計器飛行方式による飛行する航空機にあつては、告示で定める高度』と規定しています。

こういった、人や家屋の安全のために設けられている基準の全てが米軍機には適用除外となっているのです。車の車検にあたる『耐空証明』も、夜間に航空機が存在を示す航空灯火も必要がない。報告すべき機長報告などの必要はなく、離着陸の場所や飛行禁止区域、巡航高度、編隊飛行なども

自由です。粗暴な操縦の禁止も、爆発物の輸送禁止の項目も、そしてなんと、外国機に適用される軍需品輸送禁止の規定までも適用されないことになっているのです。ここまで説明すれば分かるように、日本国内での米軍の飛行は、何でも認めら

れるといっても過言でなく、まさに『空の治外法権』に等しい状態となっているのです。」

◆二つの東京訴訟は今年が正念場

全国の安保法制違憲訴訟でもっとも先行してい

る東京訴訟は今年に大詰めを迎える可能性が高いと思われます。違憲の安保法制を廃止することは市民と野党の共闘の二丁目一番地です。安保法制が違憲であることを明らかにする判決を勝ち取るために全力をあげています。

私たちの「浪江」を返せ！

——浪江町民が原発ADR打ち切りで集団訴訟

東京 濱野 泰嘉

一 はじめに

二〇一八年二月二七日、浪江町民一〇九名は、福島地方裁判所に、国と東京電力に対し福島第一原発事故による損害賠償を求める「浪江原発訴訟」を提起しました。

その日は、浪江町原発ADR集団申立事件（浪江町集団ADR）を町民の先頭に立って闘ってきた、馬場有前町長の五回目の月命日でした。

二 浪江町民の被害状況

浪江町は、福島第一原発の北から北西へと位置し、双葉郡八町村のなかで人口・面積ともに最大の自治体でした。そして、この原発事故の影響を最も受けた自治体のひとつといえます。

原発隣接自治体で、東電との間で通報連絡協定を結んでいたにもかかわらず、浪江町には、原発事故時に情報提供がなく、避難援助もありません

でした。浪江町は、情報提供のない中で避難指示を出さざるを得ず、町民も混乱の中での避難を強いられ、その結果、行政区ごとのまとまった集団避難を行うこともできず、避難先は分散し各地に及びました。町民約二万一〇〇〇人は四六都道府県に避難し、浪江町の小学校に通っていた児童五二七人は二三五人が県外に、二九二人が県内二〇か所の小学校に転校しました。

避難の過程で、大家族は核家族に分けられ、単身世帯が倍増し、家族の離散が生まれました、高

年齢者は早期帰還を望み、子育て世代は帰還に躊躇し、家族間・世代間の分断も生じました。ある日、突然、生活基盤である住居が、職場が、田畑が、学校が、病院が奪われ、家族、友人、同僚、そして地域から、物理的にも、精神的にも引き裂かれたのです。

加えて、浪江町、特に当初多くの町民が避難した津島地区は放射線量が高かったこともあり、被ばくにより将来健康被害が生じるのではないかという不安や恐怖を抱えながらの生活を余儀なくされていました。

三 浪江町集団ADR

浪江町は、このような町民の過酷な避難状況に接し、迅速かつ一律の救済に向けた取り組みが必要であると考えました。そして、迅速な解決には裁判よりも原発ADRが有効であると考え、町自身が町民の代理人となり、町民に共通する被害実態を代弁し、被害回復の先頭に立つと決意し、二〇一三年五月に、原発ADRの集団申立を行いました。最終的には、町民の七割以上である約一万五七〇〇人が参加する大規模集団ADRになりました。

浪江町集団ADRでは、浪江町及び町民の被害の過酷さ、甚大さを立証すべく、町民約一万人の

アンケートをもとに作成した浪江町被害実態報告書、単身高齢者の仮設住宅での生活を追ったDVD「浪江町ドキュメンタリー」、町民約七〇名の陳述書のほか、浪江町の協力により一〇〇点を超える資料を作成・提出し、さらには、浪江町と仮設住宅の現地調査を行いました。現地調査は、雪がちらつく中、まず福島市の仮設住宅で高齢者二名から避難生活のヒアリングを行い、その後、浪江町に移動し、赤宇木集会所(帰還困難区域)、立野地区の居宅(居住制限区域)、浪江町中心部(避難指示解除準備区域)、請戸地区(同)の順でまわり、各所で町民や町職員から被害状況の説明を行いました。

これらの被害立証を経て、浪江町集団ADRは、二〇一四年三月二〇日、仲介委員から和解案が提示されました。その内容は、①避難生活長期化に伴う精神的苦痛の増大を理由として全ての申立人に月額五万円(期間二年間)、②七五歳以上の高齢者に対し避難により正常な日常生活の維持・継続が著しく阻害されたための日常生活阻害慰謝料として月額三万円(期間三年間)の支払いを認めるもので、浪江町・町民が求める一律救済に込めるものでした。

しかし、浪江町・町民は早期に解決するならばと受け入れを表明したものの、東京電力は不合理な拒否を続けたため和解に至らず、その結果、二

〇一八年四月に浪江町集団ADRは打ち切りとなりました。

東京電力は、和解案を尊重すると約束し、それまで自社社員の事案を除き和解案を受諾していたにもかかわらず、浪江町集団ADRの和解案については拒否を貫き、浪江町・町民の早期解決の期待を裏切ったのです。

四 浪江原発訴訟

浪江町は、ADRの打ち切りを受け、町民に今後の取り組みについて意向調査を行いました。そうしたところ、約三二〇〇世帯、概ね五〇〇〇人以上の町民が「裁判をしたい」と回答しました。浪江町集団ADRの三分の一の人数ですが、裁判のハードルを考えると、それだけ多くの町民が強制避難に苦しめられ、将来への不安を抱き、納得できる賠償を求めたいと考えていることがわかりました。「原発事故はまだ終わっていない」と改めて感じました。

その後、五月に町民説明会(五か所)、七月に訴訟説明会(五か所)、八月から九月に原告団準備会(三回)、一〇月に訴訟説明会(一か所)を開き、多くの町民と裁判について意見を交わしました。そして、二月一八日に原告団を正式に立ち上げた後、二月二七日に「浪江原発訴訟」を提起しま

した。

請求内容は、浪江町集団ADRを踏襲して慰謝料請求に限定し、①避難慰謝料の増額、②コミュニティ破壊慰謝料、③被ばく不安慰謝料、そして、④東電が「和解案尊重」を約束するも和解案を拒否した慰謝料（期待権侵害）です。

二〇一九年春には、第一回口頭弁論期日が開かれる予定で、追加提訴も予定しています。

五 最後に

「私たちの『浪江』を返せ！」——これが浪江原発訴訟のスローガンです。

浪江町は、その一部が避難指示が解除されましたが、地域の八割以上は除染もされず、いまままだ帰還困難区域のままです。また、帰還した町民

も二〇一八年末で八七三人、事故時の約四%にすぎません。浪江原発訴訟は、浪江町民が自分たちの地域、生活、誇り、そしてアイデンティティーを取り戻す闘いでもあるのです。

長く厳しい闘いになるかもしれませんが、浪江町民とともに、原発事故被害者の被害回復に向けて精力的に活動していきたいと思います。

風が吹き始めた

——SBS検証プロジェクトの二年

大阪 秋田 真志

1 はじめに——通説の壁との闘い

「それでも地球は回っている」

地動説を唱えたガリレオ・ガリレイが宗教裁判でつぶやいたという。天動説のように、いかに誤った説でも、一度通説として定着した流れを変え

るのは難しい。

SBS (Shaken Baby Syndrome 乳児揺さぶられ症候群) 理論も同じである。SBS理論に基づく虐待論は、一九八〇年代にアメリカで提唱され、一九九〇年代には通説化した。このSBS理論が日本に本格的に紹介されたのは二〇〇〇年以降、刑事手続に応用され始めたのは二〇一〇年以

降のことと思われるが、瞬く間に医学界だけでなく、捜査・裁判実務としても通説化したのである。SBS理論に基づく多くの逮捕・勾留、有罪判決、親子分離が繰り返されてきた。極めて深刻な事態である。しかし、深刻であればあるほど、その流れを変えることは容易ではない。後戻りすることが困難なところに行き着いているとさえ言

えるからである。

二〇一七年秋季にSBS検証プロジェクト¹を立ちあげて一年余り経過したが²、何度もこの通説の壁とぶち当たることになった。しかし、科学の正しさは決して多数決で決まるものではない。いかに通説であったといえども、天動説は所詮天動説である。一年間にSBSをめぐる状況にも少しずつ変化が現れてきたように見える。

2 SBS理論とその問題性

改めてSBS理論とはどういうものかを確認しておこう。論者によってニュアンス等に差はあるが、「乳児に硬膜下血腫、網膜出血、脳浮腫の三徴候が揃い、三メートル以上の落下や交通事故などのエピソードがなければ、自白がなくとも原則として、成人による暴力的な揺さぶり＝虐待があったと判断してよい」などとするものである。但し、SBS論者は、近時三徴候のみで判断しているわけではない、と反論するようになっていく。しかし、上記の基準は、SBS論を主導する医師らが「診断アルゴリズム」として発表したものである。厚労省発行の「子ども虐待対応の手引き（平成二五年八月改正版）」も、彼らの主張をそのまま引用している。SBS論者が捜査機関に提出する鑑定書も同様である。少なくともSBS理論が、

現在でも三徴候を最重視していることは否定のしようがない。SBS検証プロジェクトを立ち上げて以降も、SBS理論に基づく訴追は相次いでおり、有罪判決も繰り返されている。親子分離はさらに多い。

このSBS理論は、現在強い批判に曝されている。そのポイントは非常に多いが、根本的なものとして、三徴候は揺さぶり以外の様々な原因（他原因）で起こりうるということが挙げられる。硬膜下血腫が目立った外傷を生じない程度の低位落下や転倒でも起こりうることは繰り返し指摘されてきた。網膜出血や脳浮腫は脳圧亢進や虚血・低酸素で生じうる。それらの他原因は外力とは限らず、内因性の疾患もありうる。そして、他原因によって生じた三徴候を「揺さぶり」と区別できる医学的根拠はなく、区別の基準もないのである。

実は、より根本的な問題がある。「揺さぶりによって三徴候が生じる」という医学的なメカニズム自体が解明されていないことである。他原因を云々する以前の問題である。実は、SBS理論が「揺さぶりによって三徴候が生じる」と主張してきた根拠は自白だけである。現代は動画の時代と言えるが、画像など客観証拠によって「揺さぶりによって三徴候が生じた」と立証された事例はない。自白に虚偽リスクがあるのは刑事弁護に携わるものにとつて常識である。さらに仮に自白された揺

さぶりが事実であったとしても、その「揺さぶり」が真の原因であったかは別論である。自白がある、それだけで捜査機関は満足してしまい、それ以上の原因追及をしなくなってしまう。揺さぶりの背景にある内因性の疾患等が見逃されてしまうリスクも否定できないのである。

結局、「揺さぶりによって三徴候が生じる」というSBS理論の大前提ですら、自白に依拠した一つの仮説にすぎない。さらにその仮説が正しいとしても、「三徴候があれば揺さぶりである」と断定できる訳ではない（逆は必ずしも真ならず）は論理学の初歩である。

SBS理論は、不確実な仮説の上に不十分な論理を積み重ねただけの脆弱なものにすぎないのである。すなわちSBS理論は、「どうして揺さぶりが原因と言えるのか」という根本的な問いに答を示せていないのである。ひたすら「揺さぶりが原因だ」という結論を先取りした循環論法が存するだけである。SBS論者らは、アメリカの虐待小児科医らを中心として、二〇一八年五月に共同声明を公表するなどして反論を試みているが³、上記のような問題性を何ら克服できていない。

3 日本でも変化が

SBS検証プロジェクトが活動を開始して以

来、SBS理論に疑問を呈する報道や出版物も見られるようになった^[4]。そして、大阪地裁は、二〇一八年二月二〇日^[5]、二〇一九年一月二日と相次いでSBS理論に基づいて訴追された父親に対し無罪判決を言い渡した。いずれも、「原因は揺さぶりだ」と主張する検察側医師証人の証言を採用せず、「揺さぶりとは断定できない」とするものであった。

判決だけではない。あまり報道されていないが、SBS理論に基づいて逮捕されたものの、勾留請求が却下されたり、不起訴になったりする事例が相次いでいる。

4 まとめに代えて

この一年の間にSBS理論をめぐる風向きが変わりつつあると言えよう。しかし、なおSBS理論に基づく訴追がなくなったわけではないし、親子分離も続いている。SBS論者による批判も激しく、論争はなお続いている。これからも続くであろう。しかし、その議論は宗教裁判であつてはならない。証拠に基づいた冷静な議論こそが必要なのである。

【1】SBS検証プロジェクトの活動及び主張については、ホームページ <http://www.shakenbaby-review.com/wp>

やブログ <http://www.shakenbaby-review.com/wp>を参照されたい。

【2】本紙二〇一八年一月二五号「『SBS検証プロジェクト』を立ち上げ」参照。

【3】「乳児と子どもの虐待による頭部外傷に関する共同声明」(Consensus statement on abusive head trauma in infants and young children)。

米国を中心とした小児科医師が執筆し、米国小児放射線学会(SPR)、米国小児科学会(AAP)、日本小児科学会などが賛同している。

【4】季刊刑事弁護九四号「特集1…乳幼児揺さぶられ症候群(SBS)事件を争う弁護活動」現代人文社(二〇一八年)、西本博・藤原一枝著「赤ちゃんが頭を打った、どうしよう!」岩崎書店(二〇一八年)など。

【5】http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei.jp/182/08182_hanrei.pdf



青法協弁護士学者合同部会設立40周年記念誌

人権の砦として

—弁学合同部会40年の軌跡—

それぞれの時代の部会に属した諸先輩の生き生きとした活動が豊富に語られ、過去40年のさまざまな教訓が惜しみなく盛り込まれています。

本記念誌に綴られた青法協の歴史と会員の活動は、その一つひとつに、憲法の平和的・民主的条項擁護の旗を高く掲げ、人権侵害の被害者とともにあってその救済をはかり、新たな課題に果敢に挑戦するという青法協の“魂”というべきものを教えられる、人権活動に取り組む弁護士・研究者必携の書です。

●お支払方法：郵便振替(手数料はご負担下さい) ●後払い

青年法律家協会弁護士学者合同部会

TEL. 03-5366-1131 FAX. 03-5366-1141 e-mail bengaku@seihokyo.jp



B5版・280ページ
定価2,500円(税込)

法曹実務家による法曹養成を!!

東京 梶山 孝史

1 自己紹介

私は、都内にある私立大学の法学部を卒業し、都内私立ロースクールの既習者コースを修了しました。大学時代には、司法試験予備校に通い、基本的な事項について学んではいましたが、テニスサークルの活動に明け暮れていたため、何とか講義を消化するという程度で、お世辞にも真面目な司法試験受験生ではなかったと思います。そんな私もロースクールに入学したからには、司法試験合格のため、勉強に力を入れようと思ったのを覚えています。

2 衝撃的な事実

しかし、ロースクールに入学すると、衝撃的な事実を目の当たりにしました。それは、

授業を担当している教授（しかも同ロースクールでの責任者クラス）が、「当ロースクールは司法試験対策をする場所ではない。学部時代に司法試験予備校に通っていた人もいるとは思いますが、ロースクールはそれとは全く異なるということを経験して銘じておきなさい。」という趣旨の発言をしていたからです。当然ですが、私は、司法試験を突破し、法曹になるためにロースクールに入学したわけですから、同教授のこの発言には衝撃を受けるとともに、同教授の発言から感じるアンチ予備校感? に強烈な違和感を感じました。

具体的には、まず、講義の種類を問わず、基本的に「ソクラテス・メソッド」という方法を採用して、授業が展開されていることです。基礎講座、つまり、その法分野を全くあるいはあまり勉強したことがない学生を対象としているにもかかわらず、講師が受講生に対し多くの質問事項に対する回答を準備させ、授業中にそれらを答えさせるといったものでした。もちろん、ある程度知識や思考力のある受講生を対象にした演習系の授業であれば、ソクラテス・メソッドは一定の効果があると思います。しかし、基礎講座でこれを行っても理解が深まるということはなく、ただ単に時間を浪費しているだけでした。実際に私が受講した基礎講義では、ソクラテス・メソッドとして講義が成立していたものはほとんどなかったように思います。多くの場合、受講生が見当違いの回答をしたり、沈黙してしまったりして、授業の最後に駆け足で、講師が質問の意図を説明したり、最悪の場合には、質問が残っているにもかかわらず時間がなくなってしまう、「自習しておくように」との一声で終わってしまったこともあります。

他には、当該講師が採用している見解（しかも判例実務とはかけ離れた見解）についてのみ延々と解説し、受講生が「判例の見解による

ロースクールの実情と 法曹養成

とどうなりますか」といった趣旨の質問をする
と、「私の頭は○○説だから……」という回答
に終始し、結局、受講生が一番知りたい点は
自習により身に着けるしかなかったというこ
ともありました。

さらに、ロースクールの授業において、最も
問題だと感じたのは、講義を担当する講師の
中には、司法試験でどんな問題が出題されて
いるのか知らない、全く関心がないという方
がいたことです。司法試験をはじめとする各
種資格試験において、過去問の分析は最も重
要な勉強法の一つであり、これにより、勉強
の方向性を掴んでいくものだと思います。し
かし、そのような講師の無責任な授業のせい
で、時間を浪費したり、勉強の方向性を誤つ
てしまつて、司法試験に何度も落ちてしまつ、
悲しいことに、志半ばで法曹を諦めざるを得
なかったという知人も複数人いま

す。学内の試験では非常に優秀
な成績を修めているにもかかわらず
ず、司法試験には何度受験しても
合格することはできなかった方も
いるそうです。

3 ロースクールの有害性!?

そのような講義を行うロースク

ールは、学生にとって「有害」以外の何もので
もないと思います。しかも受講生に対し、授
業アンケートを取っていましたが、そのアンケ
ートによつて、授業が改善したという話は聞い
たことはなく、自浄作用がないことを目の当た
りにしました。ロースクールに入学してくる学
生の多くは、法曹に夢や憧れを抱き、法律の
勉強に励もうとする方々です。しかも、その
多くが様々なことを犠牲にして、ロースクール
に入学してきます。そのような学生を相手に
しているにもかかわらず、前述した講義をす
る講師がいることは、顧客のニーズに合致して
いないばかりではなく、法曹界を壊すもので
あり、淘汰されなければならないと思います。
現実問題として、ロースクールの入学者数が激
減していますが、これは当然の結果だと思いま
す。現在は、予備試験ルートで司法試験資格
を得て、司法試験を突破する方が増加してお
り、その相当数は司法試験予備校やその関係
書籍等を利用していると推察します。

4 実務家教員との出会い!!

以上、縷々ロースクールに批判的なことを
述べてしまいましたが、貴重な経験をさせて
いただいたこともあります。それは、法曹界
の第一線で活躍する実務家教員から、各分野

について指導してもらえたことです。労働問
題に精通している弁護士が時事問題を踏まえ
労働法を解説してくれる講義、刑事弁護に精
通し、実際に事件を担当しながら指導しても
らえる授業、民事裁判に精通した裁判官によ
る民事実務の講義、捜査・公判実務に精通し
た検察官による刑事訴訟法の講義など実務家
による素晴らしい講義も多々ありました。ま
た、エクスターンシップでは、原和良先生の事
務所で研修をさせていただき、様々な事件を
見せていただくとともに、青法協の活動など
にも参加させていただきました。

ロースクール制度には、メリットもあれば、
デメリットもあり、様々な意見が存在するこ
ろではありますが、私個人としては、現在
行われている学者中心のロースクール制度を
廃止すべきだと考えています。実務家が将来
の実務家を養成する。司法修習及びロースク
ールの一部において、それが実施されていると
ころですが、その方法が最も効率的かつ有益
な法曹養成だと思っています。青法協が行って
いる「プレ研修」は、ロースクール生や司法試験
受験生を主な対象にしていますが、学部生な
どその対象者を広めることができれば、青法
協の活動を活性化できるのではないかと思います。

5 やさしい

受験生時代に、
人権課題や社会問題に取り

組む青年法律家協会の会員の姿に憧れ、この
道に進み、一年と少しが経ちました。いつか
私が憧れた弁護士（青法協会員）になれるよう

日々精進したいと思います。

今後の日程

【常任委員会】

*第4回

3月 1日(金)～ 2日(土)
岐 阜

【第50回定時総会】

6月22日(土)～23日(日)
北海道

各委員会の日程

スカイプでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

【修習生委員会】

3月11日(月)10時半～
青法協本部
(全国スカイプ会議は11時半～12時)

お知らせ

▼憲法改正問題資料共有フォルダ

改憲問題の資料共有のために設置した共有フォルダです。各地での講師活動等にぜひお役立て下さい。

*利用は会員のみとさせていただきます。

▼青法協メーリングリストへの登録を

青法協の活動をお知らせするとともに、憲法・司法、人権課題など、自由にご意見・ご要望、各支部・会員の活動などをお送りいただき、活動に反映させるために立ち上げたものです。

利用をご希望の方は、事務局(bengaku@seihokyo.jp)までご連絡ください。

各種企画につきましては、ホームページの「イベント・学習会のお知らせ」をご参照ください。本部に寄せられた支部の企画も掲載しています。



編集後記

▼二五年ぶりに引越をした。前回の引越が、実家から現在の住居へであり、研究所卒業と同時にあった。二五年もいたので、物であふれかえっている。断捨離をしてくればよかったのであろうが、何となく、これもいつか使えそう、あれもいつか使うかも知れない、などといつてどんどんため込んでしまった。この「いつか」は、ほぼ確実に到来することはないことが実証された結果である。▼他方で事務所の方は、業務の効率化という前向きな目標があったので、資料のデジタル化を進める中で、容易に大量の紙を捨てることができていた。しかし、自宅の方の生活雑貨はそうはいかなかった。いつか読もうと思って買った本をはじめ、趣味関係の本や材料、DVD、CDや枝雀の落語全集をはじめとするビデオカセット(デッキはとくになくなっていくのに)、使っていないバッグ、使わない布団、衣類などなど。これに東日本大震災の影響も手伝い、狭い家なのに非常用の水、食料、簡易トイレやガスコンロ、燃料などの備品を大量に買い込んでしまっていた。非常用備蓄の方は、のど元過ぎれば、で賞味期限を過ぎたものばかり。大半を廃棄した。そのほか、ここぞとばかりに捨てに捨てまくり、半分以上を廃棄した。▼今年は、引越を予定しているからと大掃除をしないで楽をしたが、大掃除以上に過酷な引越作業を強いられてしまった。

(高木宏行)